

ディスカッション・ペーパー

マネロン等対策の有効性検証に関する
対話のための論点・プラクティスの整理

第1版

令和7年3月31日



目次

I. はじめに	1
II. 本文書の目的・位置付け	2
1. 目的	2
2. 位置付け	3
III. 金融機関等における有効性検証	4
1. 有効性検証の目的と視点	4
2. 想定される実施内容	5
(1) マネロン等リスクの特定・評価に係る検証	5
(2) マネロン等リスクの低減に係る検証	6
(3) 適時の有効性検証	8
IV. 金融機関等との対話の基本的な進め方	9
1. 対話の目的と視点	9
2. 対話の手法	10
(1) マネロン等リスクの特定・評価に係る対話	10
(2) マネロン等リスクの低減に係る対話	11
(3) 適時の有効性検証に係る対話	11
3. 対話に当たっての留意点	11
4. 当局の問題意識の発信	12
5. モニタリングに関する態勢整備	12

I. はじめに

金融サービスを悪用されマネー・ローンダリング¹・テロ資金供与²（以下、「マネロン等」という。）が行われると、犯罪者やテロリスト等に資金が渡り、将来の犯罪やテロの発生を助長し、ひいては健全な事業活動・市民活動の阻害につながりかねない。国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中、犯罪者・テロリスト等につながる資金を断つことは、我が国及び国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、安全なくらしを守り、経済の健全な発展を実現するためには、マネロン等対策を行うことが必要である。とりわけ金融サービスを提供する金融機関等におけるマネロン等対策は重要である。

また、金融機関等にとって、自社のマネロン等対策に脆弱性があると、その脆弱性を狙った不正送金等の事象が発生しやすくなり、経済的損失（事象への対応コスト、事象に起因するサービス停止・廃止等のビジネス機会喪失等）やレピュテーションの悪化等につながる可能性がある。そのため、金融機関等自身の経済的損失やレピュテーションの悪化等を予防・抑制するという観点からもマネロン等対策は重要である。

金融庁では、2018年2月に金融機関等におけるマネロン等対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「GL」という。）を、2021年3月には「マネロン対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定・公表し、金融機関等に求めるマネロン等対策の明確化を行った。また、金融庁は、金融機関等に対し、2024年3月までにGLの「対応が求められる事項」に則した態勢の整備を完了するよう要請し、金融機関等ではマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備を実施してきた。

金融機関等が直面するマネロン等リスクは、経営戦略等の内部環境や金融犯罪動向等の外部環境によって常に変化するものであり、金融機関等においては、変化するリスクに対して有効な対策を継続して講ずることが必要である。そこで、国際的な基準であるFATF³の勧告等や我が国のGL等では、リスクベース・アプローチによるマネロン等対策を中心的項目としており、金融機関等においては、直面するリスクに応じて、継続的に態勢を維持・高度化することが重要である。

態勢の維持・高度化に当たっては金融機関等が直面するリスクに対して自社の態勢が有効に機能しているかを自ら検証することが必要であり、金融庁では金融機関等の有効性検証の取組みを促進するべく対話を継続していく。

¹ マネー・ローンダリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為のことを指す。

² テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為のことを指す。

³ FATF (Financial Action Task Force) とは、1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン等対策の国際基準作りを行うために設立された多国間の枠組み。FATFによるマネロン等対策の国際基準は、世界200以上の国・地域に適用されており、FATFによる基準に基づき加盟国が相互にマネロン等対策の政策を審査している。

これらの状況を踏まえ、本文書で金融機関等が実施するマネロン等対策における有効性検証についての基本的な考え方と進め方、金融庁と金融機関等との対話の基本的な考え方と進め方を取り扱うこととした⁴。

なお、本文書においては「有効性検証」という用語を以下の定義で使用している。

- ・「有効性検証」：金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を構築することを目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組み。

また、本文書は、GLと同様に、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者（同項第48号に掲げる者を除き、本文書において「金融機関等」という。）を対象とする。

II. 本文書の目的・位置付け

1. 目的

上述のとおり、金融機関等が有効性検証を実施し、必要に応じて改善対応を行うことは重要である。また、金融機関等は、特にマネロン等対策に係る責任を担う役員が自社のマネロン等対策について内外に説明できる態勢を構築することが求められる⁵ことから、マネロン等対策に係る責任を担う役員をはじめとする経営陣⁶は、自社のマネロン等対策の有効性を理解し、自社のマネロン等対策について内外に説明できる⁷必要があり、そのためにマネロン等対策の担当者は、経営陣が理解し説明できるように経営陣宛に有効性検証の結果等を説明することが必要になる。

以上より、本文書は、金融機関等の経営陣や担当者が、有効性検証を実施し、自社のマネロン等対策の有効性を理解し、合理的・客観的に説明できるようになることを目的としている。

⁴ 金融庁では、金融モニタリング有識者会議が公表した「検査・監督改革の方向と課題」（2017年3月）を踏まえ、検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を、意見募集の手続きを経て公表した（2018年6月）。この検査・監督基本方針を踏まえ、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）の形で示すこととしている。

⁵ GL「Ⅲ-2 経営陣の関与・理解【対応が求められる事項】③」記載のとおり。

⁶ 本文書における「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン等対策に責任を有する役員や関係する営業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念。経営陣の範囲やそのあり方等については、金融機関等において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要であり、「経営陣」の内訳及びその責任分担については、内部規程等の文書により明確化されることが望ましい。

⁷ 例えば、顧客保護の観点から安心して自社の商品・サービス等を利用してもらえよう自社のマネロン等対策の取組みを顧客等に伝えることや、有効なマネロン等対策を行うべく一定の投資等を行うため、またリスクやガバナンスを適切に情報開示するために、必要な場合に社内外に自社のマネロン等対策の取組みを説明する場合などが想定される。

2. 位置付け

GL ではⅡ章「リスクベース・アプローチ」とⅢ章「管理態勢とその有効性の検証・見直し」にて「対応が求められる事項」を定めており、複数の項目でマネロン等対策の有効性検証を実施することを金融機関等に求めている。金融機関等は、GL の「対応が求められる事項」への対応として有効性検証を開始しているが、有効性検証の実施範囲や実施方法等は、金融機関等の直面するマネロン等リスクや取扱う業務、商品・サービス等に応じて、各社で検討するものである。有効性検証の対象となる業務や実施に当たってとりうる手法等は多岐にわたると思われるところ、2025 年 3 月現在、マネロン等対策における有効性検証の取組みを開始して日が浅い金融機関等も多いことから、金融機関等が実施に当たって参照するための金融庁としての考え方等を本文書にて示すこととする。

また、金融庁としては、上記の目的も踏まえ、金融機関等におけるマネロン等対策の有効性をモニタリングするためには、金融機関等から自社のマネロン等リスク管理態勢の有効性に関する説明を受け、対話を通じて確認することが重要と考えている。そこで、本文書は、金融庁と金融機関等との対話の基本的な考え方と進め方も示している。

以上より、本文書は、金融機関等が有効性検証を実施するための参考となる文書かつ金融庁と金融機関等との対話の材料という位置付けとし、金融庁によるモニタリングにおいて、本文書の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることはしない。また、本文書を用いた対話に当たっては、金融機関等の規模・特性を十分に踏まえた議論を行う。

以下のページでは、「Ⅲ. 金融機関等における有効性検証」にて、金融機関等が実施する有効性検証の目的と視点、想定される実施内容に関する金融庁としての考え、「Ⅳ. 金融機関等との対話の基本的な進め方」にて、今後金融庁として金融機関等と有効性に係る対話を行うに当たって、その目的と視点、想定している手法等に関する金融庁としての考えを記述する。

金融機関等においては、以下に記載する内容について、チェックリストのように用いて自社の対応状況を確認するといった使い方ではなく、Ⅲ章に記載した考え方も参考に自社で有効性検証を実施する、金融庁等との有効性に係る対話などにおいては、Ⅳ章の内容も参考に自社のマネロン等対策の有効性についての説明等を実施するといった対応を行うことが有用である。

Ⅲ. 金融機関等における有効性検証

上述のとおり、金融機関等は GL に基づいて基礎的なマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備を実施している。一方で、金融機関等が GL の「対応が求められる事項」に則してマネロン等リスク管理態勢をある時点で整備していたとしても、

- ・ 変化するマネロン等リスクの特定・評価の見直しが適切にできていない、
- ・ 特定・評価の見直しを踏まえた低減が適切にできていない、

といった場合は、有効なマネロン等対策が実施できているとは言えない。こうしたことを防ぎ、金融機関等が有効なマネロン等対策を継続的に実施するためには、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を自ら確認することが必要である。

また、検証の結果発見した課題を改善していない場合、有効なマネロン等対策を行っているとは言えないため、課題に対して自主的に改善対応を行うことも重要である。

なお、GL で求めているとおり、マネロン等対策担当役員をはじめとする金融機関等の経営陣においては、自社の直面するマネロン等リスクや自社のマネロン等対策について理解すること等はもちろんのこと、有効性検証を実施するための態勢を整備すること、自社のマネロン等対策が有効であることを自ら説明できること、有効性検証の実施や発見した課題への改善対応に主導的に関与すること等も必要である。

1. 有効性検証の目的と視点

有効性検証は、金融機関等が、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢の維持・高度化を目的として、「自社が、直面するマネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に実施していること」を確認する取組みである。

マネロン等リスク管理態勢の有効性検証においては、金融機関等が、

- (1) マネロン等リスクの特定・評価が適切か
- (2) マネロン等リスクの低減が適切か

という視点で、自社のマネロン等リスク管理態勢を検証することが考えられる⁸。

また、重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発などマネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生した際に、必要に応じてリスクの特定・評価・低減を追加で実施すべきことは GL で求められているところ、当該事象を踏まえて自社のマネロン等リスク管理態勢の有効性検証を行い、必

⁸ 検証の実施主体については、自社の業務を理解し、有効性検証を行うことができる最低限の知識を有していれば、必ずしも検証対象の業務から独立していることが必要とはならないと考えられる。

要に応じて改善対応を行うことも重要と考えられる。

2. 想定される実施内容

有効性検証は一過性の取組みではなく、継続的に検証を実施し、その結果を踏まえて改善対応を行うことが必要である。そこで、以下に述べる内容を参考に、各社が実施すべき有効性検証を検討の上、計画を作成し、計画に則って検証を実施し、検証結果に応じて改善対応を行うことが重要である。

有効性検証の実実施計画の作成に当たっては、内外の情報を勘案し、有効性検証を行う対象を選定することが考えられる。例えば、リスクの特定・評価の結果、監査の指摘事項、当局からの指摘事項、社内の規程・手続等の改定状況、組織・体制の変更、自社で取り扱う商品・サービスの変化、及び過去の有効性検証結果等を勘案して、有効性検証を行う対象を選定し、年度計画を作成すること等が考えられる。なお、必ずしもマネロン等対策に係る業務を一律に全て単年で有効性検証を実施することまでは必要なく、例えば、リスクに応じて、毎年検証を行う業務や数年ごとに検証を行う業務が存在しうる。

また、マネロン等対策の有効性確保のためには、自社の方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを全社的に徹底し、有効なマネロン等リスク管理態勢を構築することが求められる⁹。この点は有効性検証においても同様であり、営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。そこで、有効性検証の実施のため、経営陣が主導して適切な資源配分を行い、各部門が役割・責任に応じて連携することで、有効性検証の取組みを実施するための態勢を整備することも重要である¹⁰。

(1) マネロン等リスクの特定・評価に係る検証

マネロン等対策においては、リスクベース・アプローチの実施が重要である。リスクの特定はリスクベース・アプローチの出発点であり、リスクの評価は低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであるため、リスクの特定・評価が適切でない場合、マネロン等対策全体の基礎が揺らぐこととなる。よって、有効性検証においても、リスクの特定・評価が適切に実施できているか確認することが重要である。

⁹ GL「Ⅲ章 管理態勢とその有効性の検証・見直し」の柱書にも同内容を記載している。

¹⁰ なお、内部監査部門においては、第1線や第2線から独立した立場で、有効性検証に関しても、その計画・実施・改善対応の適切性を確認する必要があると考えている。

GL 等に基づき、金融機関等は自社の直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果として文書（リスク評価書）を作成している。よって、マネロン等リスクの特定・評価に係る検証として、金融機関等が自社のリスク評価書の作成過程の妥当性を確認することが考えられる。

直面するマネロン等リスクが、十分な情報を基に特定・評価されており、リスクの変化に応じて適時に更新されている場合、妥当性があると言えると考えている。具体的には、GL 等も参照し、以下の観点から検証を行うことが考えられる。

- ✓ リスク特定に当たっての包括的かつ具体的な検証において、対象としている内外の情報は十分か。
- ✓ 特定したリスクを全て評価しているか。
- ✓ リスク評価に当たって活用している情報は十分か（疑わしい取引の届出状況等の分析も踏まえてリスク評価を実施しているか）。
- ✓ 定期的にリスク評価を見直す頻度や随時の更新時期は適切か。

（２）マネロン等リスクの低減に係る検証

金融機関等において、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を維持・高度化するためには、直面するマネロン等リスクの特定・評価を踏まえて、適切なリスク低減を実施する必要がある。そこで、金融機関等が実施する有効性検証においては、マネロン等リスクの特定・評価を踏まえて低減策を適切に整備できているか、整備内容に準拠して低減措置を実施できているか確認する必要がある。

金融機関等は、マネロン等リスクの低減のために、GL の「顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）」「取引モニタリング・フィルタリング」「記録の保存」「疑わしい取引の届出」「IT システムの活用」「データ管理（データ・ガバナンス）」「海外送金等を行う場合の留意点」で求められる内容に対応している。特に有効性を検証することが重要と考えられる業務に関しては、既に GL でも有効性を検証すべき旨に言及しているところであるが、「対応が求められる事項」には明示的に有効性を検証すべき旨の記載がない業務も含めて、上記のリスクの低減に係る業務の有効性を検証し、不断に見直しを行っていくことが必要である¹¹。

そこで、金融機関等では、直面するマネロン等リスクや規模・特性等も踏まえて、上記のリスクの低減に係る業務についてそれぞれ、以下に記載する観点を参考に、低減策を適切に整備できているか、整備内容に準拠して低減措置を実施できている

¹¹ GL 「Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）」記載のとおり。

かを定性的・定量的に検証することが考えられる。なお、定量的な検証に当たっては、FATF等の文書も参考に、例えば、疑わしい取引の届出を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）、マネロン等（金融犯罪含む）の疑いを理由とした自主的な取引制限等を行った件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）、捜査関係事項照会・凍結依頼を受けた件数や比率（例えば、対象顧客数/全顧客数）、取引モニタリングの誤検知率、取引フィルタリングの誤ヒット率、検知から疑わしい取引の届出までに要した日数、継続的顧客管理における定期的な情報更新依頼に対する回答率、自社で策定したマネロン等対策のための手続等に対する対応不備（手続違反等）の件数、などを指標として活用することも考えられる。

① マネロン等リスク低減策の整備に係る検証

GL等に基づき、金融機関等はマネロン等リスク低減に係る規程等（方針・手続・計画等）やシステム（シナリオ・検知基準・ロジック等）・管理体制等（組織・人員等リソース配分・研修等）といった低減策を整備している。変化するマネロン等リスクに対して有効な態勢を維持・高度化するためには、特定・評価の結果を踏まえて低減策が適切に整備され見直されているか確認する必要がある。

マネロン等リスクの特定・評価が適切に実施されていることを前提に、特定した全てのリスク領域に対して低減策が設けられており、その低減策がリスク評価の程度に応じた内容となっている場合、規程等やシステム・管理体制等の低減策が適切に整備されていると言える。また、定期又は随時のリスクの特定・評価を行った際に、特定・評価の結果を踏まえて、規程等やシステム・管理体制等の範囲や内容が適切か見直しされれば、低減策の適切な見直しが行われていると言える。なお、ここでいう見直しは、規程等やシステム・管理体制等がリスクに対して十分に整備できているかという観点から行うことに加えて、既存の規程等やシステム・管理体制等が外部環境等の変化を経て必ずしも必要ではなくなったと判断する場合は、停止や削除、再設計することも含む。具体的には、GL等も参照し、以下の観点から検証を行うことが考えられる。

- ✓ 特定したマネロン等リスク全てに対して低減を行うための規程等やシステム・管理体制等が存在するか。
- ✓ 規程等やシステム・管理体制等はマネロン等リスクの評価に応じた内容となっているか。
- ✓ 定期的又は随時のリスクの特定・評価の結果を踏まえて、整備した規程等やシステム・管理体制等が対象とする範囲・内容が適切か見直しされているか（例えば、導入当初は有効であった取引モニタリングの検知シナリオが、外

部環境等の変化を経て不要なシナリオになっていることが判明した場合は、当該シナリオを削除し、当該シナリオにより生成されるアラートへの対応に投じていたリソースを他の分野に投じるなど)。

② マネロン等リスク低減措置の実施に係る検証

変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を維持・高度化するためには、低減策の整備だけでなく、整備した低減策に準拠して低減措置が実施されていることも確認する必要がある。

適切なマネロン等リスク低減策が整備されていることを前提に、規程等に準拠して業務が実施されていること、システムが設計どおりに稼働していること、管理体制が形骸化していないこと等をサンプルチェック等によって確認できる場合、低減策に準拠して低減措置が実施されていると言える。具体的には、GL 等も参照し、以下の観点から検証を行うことが考えられる。

- ✓ 規程等について、策定したルールに準拠した実務対応がなされているか。
- ✓ システムについて、設計した仕様どおりに稼働しているか。
- ✓ 管理体制について、設計したとおりに運用されているか(例えば次の観点)。
 - 各部門が業務分掌に応じた責任を果たしているか。
 - 計画どおりに人員等のリソースが配分されているか。
 - 設置した会議体やプロジェクトチーム等は設立趣意に沿った運営がなされているか。
 - 計画どおりに研修が実施されているか。

(3) 適時の有効性検証

GL で対応を求めているとおり、重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発など、マネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生した際は、当該事象に対応して改めてリスクの特定・評価・低減を実施することが必要である。また、こういった事象が、従来のリスク特定・評価・低減の不足に起因して発生している場合、マネロン等リスク管理態勢は有効であるとは言えない。そこで、変化するマネロン等リスクに対して有効な管理態勢を維持・高度化するためには、事象発生時に、従来のリスクの特定・評価・低減が適切であったかという観点から有効性検証を行う必要がある。また、検証の結果、課題を発見した場合、改善対応を行うことはもちろんのこと、従来の有効性検証で同様の課題が発見できなかった原因を分析し、必要に応じて有効性検証の取組みの改善を行うことも重要である。

IV. 金融機関等との対話の基本的な進め方

1. 対話の目的と視点

金融庁としては、金融機関等によるマネロン等リスク管理態勢の主体的な維持・高度化を支援することが重要と考えている。そのため、金融庁は、本文書の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることなく、金融機関等との対話を通じて、金融機関等におけるマネロン等リスクの特定・評価・低減が適切か確認することとする。

上述のとおり、有効性検証は一過性の取組みではなく、金融機関等が自ら継続的に検証を実施し、その結果を踏まえて改善対応を行うことが必要である。そこで、金融庁としては、この対話において、「金融機関等が有効性検証の実施計画を作成し、計画に沿って検証を実施し、検証結果を踏まえて改善対応を行っていること」を確認することを最も重視する。

特に経営陣とは、マネロン等対策のために経営陣に求められる役割を踏まえて、適切な資源配分や役員・部門間で連携する枠組構築、主導的な関与といった点を中心に対話を行う。

くわえて、主に有効性検証の担当部署や関係部署等との対話においては、上記Ⅲ章に記載した内容を参考に実際に有効性検証を実施した結果を踏まえて、マネロン等リスクの特定・評価・低減を適切に行っていることについて説明を受け、金融機関等と対話を行うことで、深度ある実態把握を行うことを考えている。ここでは、Ⅲ章で言及した金融機関等の有効性検証と同じく、

- (1) 金融機関等におけるマネロン等リスクの特定・評価が適切か
- (2) 金融機関等におけるマネロン等リスクの低減措置の整備と実施が適切か

という視点で、金融機関等から説明を受け、対話を行うことを考えている。

また、内部監査部門からは、有効性検証に関する内部監査の実施状況やその結果を中心に説明を受け、対話を行う。

対話の対象となる金融機関等において、重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発など、マネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生していた場合には、適時の有効性検証の取組みについても、金融機関等から説明を受け、対話を行うことを考えている。

対話において、リスク特定・評価・低減の取組みの不足、有効性検証の不足といった課題を発見した場合は、金融機関等と認識を共有したうえで、金融機関等にてその原因の特定や改善対応等を実施することを想定している。

なお、対話において自社の有効性を合理的・客観的に説明するためには、定性的・定量的な検証結果を活用することが有用である。

2. 対話の手法

上述のとおり、経営陣、有効性検証の担当部署や関係部署等（第2線に限らない）、内部監査部門と、それぞれの担う役割に応じた視点で対話を行うことを想定している。

経営陣とは、GLでも求められている内容を踏まえて、計画・実施・改善対応の取り組みのための適切な資源配分を行い、有効性検証についても役員・部門間で連携して実施する態勢を整備できているか、有効性検証の実施状況を把握して議論を行い、必要に応じて追加的な対策を指示するなどの主導的な関与を行っているかといった点を中心に対話する。

内部監査部門からは、有効性検証に関する計画・実施・改善対応の適切性等について、第1線や第2線から独立した立場で実施した監査の状況とその結果を中心に説明を受け、有効性検証を実施する態勢が適切であるかといった点を中心に対話を行う。

有効性検証の担当部署や関係部署等とは、有効性検証の結果も踏まえて、「マネロン等リスクの特定・評価」「マネロン等リスクの低減」「適時の有効性検証」について、それぞれ以下（1）から（3）の内容に留意して対話を行う。

（1）マネロン等リスクの特定・評価に係る対話

金融機関等においては、マネロン等リスクの特定・評価の結果としてリスク評価書を作成している。そこで、まず金融庁は、対話の前に金融機関等から提出された最新のリスク評価書の内容を把握する。その上で、金融機関等からリスク評価書の内容が適切と考える理由（リスクの特定・評価に係る有効性検証の結果）の説明を受け、その後、リスク評価書の内容と金融機関等からの説明内容を踏まえて、金融機関等が実施しているリスクの特定・評価が適切か対話を通じ確認する。

また、対話において深度ある確認を行うために、金融庁は、金融機関等の直面するマネロン等リスクの特定・評価の結果の仮説を手元に準備し、仮説を踏まえて金融機関等と対話を行い、相互に認識を確認し、一致させることが重要と考えている。仮説は、金融機関等から毎年報告を受領しているマネロン等リスク量に係る計数等を含むリスクの特定・評価に係る情報を基に作成する想定である。なお、金融庁としては、仮説を押し付けたり誘導したりするのではなく、金融機関等からの説明・主張に十分に耳を傾け、その合理性・客観性を踏まえて対話を行う。

(2) マネロン等リスクの低減に係る対話

金融機関等はマネロン等リスクの特定・評価に基づいて、リスク低減策を整備・実施することで、マネロン等リスクの低減を行っている。そこで、金融庁としては、金融機関等において適切に低減策の整備を行っているか、低減策に準拠して低減措置が実施されているか対話を通じ確認する。金融機関等より、マネロン等リスク低減措置について自社が実施した有効性検証の取組み内容やその結果について説明を受けた上で、定性的・定量的な検証結果も確認しつつ対話を行うことを想定している。

(3) 適時の有効性検証に係る対話

対象となる金融機関等において、重大な法令違反等の発生や自社の商品・サービスを悪用されたマネロン等事犯の多発などマネロン等リスクが顕在化したと思われる事象が発生していた場合（直近1年間程度を目途）、個別事象の発生経緯や対応内容を含めて、適時の有効性検証の取組みについても対話を行う。

適時の有効性検証については、発生した事象に応じて実施内容は様々であるため、説明や対話における観点も発生した事象に応じて異なるものと考えられる。よって以下の点を中心に説明を受け、説明内容を踏まえて対話する。

- 個別事象発生の経緯と発生後のリスク特定・評価・低減の内容
- 個別事象の発生原因の分析結果
- 原因分析を踏まえたリスク特定・評価・低減の取組みの課題と改善対応
- 原因分析を踏まえた有効性検証の取組みの課題と改善対応

3. 対話に当たっての留意点

上述のとおり、金融機関等において、変化するマネロン等リスクに対して有効な対策を講ずるための管理態勢の維持・高度化には、金融機関等自身で態勢の有効性を検証することが重要であると考えており、個社における取組みは自社が直面するマネロン等リスクに応じて検討されるべきものであることから、金融機関等自身の判断を尊重する必要がある。

また、対話に際して、金融機関に過度な負担が生じないように配慮する必要がある。金融機関からの情報収集についても、定期的に収集している情報を最大限活用し、真に必要な情報を収集・議論することとし、定期的な情報収集の内容や頻度を適宜見直すことも重要である。

なお、対話の中で、金融機関等が規制・監督上の課題・悩みを抱えていることを把握した場合には、法規制の解釈の明確化等といった支援を行うことが必要である。

4. 当局の問題意識の発信

対話の結果として得られた有益な気づきや問題意識（問題事案から得られた教訓や先進的な取組み事例の紹介を含む）については、対話の対象となった金融機関へのフィードバックに加え、金融レポートや業界団体との意見交換等の場を通じて対外的に発信していく。また、重点的にモニタリングを行った特定の課題等について、その結果や今後の課題・着眼点等を必要に応じて公表していく。

さらに、法規制の変更等の検討を要すると思われる課題が見つかった場合には、関係する部局や省庁と情報共有や意見交換を行う。

5. モニタリングに関する態勢整備

実効的なモニタリングを行うためには、それを実施する当局側の態勢整備も必要となる。マネロン等対策に関する専門知識のみならず、多様で幅広い情報を収集・分析し、金融機関等の潜在的リスクや課題を抽出する能力、物事の軽重を判断できる能力及び金融機関等の経営陣と十分なコミュニケーションを図ることができる対話力を持つ人材の育成や採用が重要となる。

あわせて、個別金融機関等や各業態についての知見と、マネロン等対策に関する知識及び経験を、当局全体として高い水準で保持し、それらを十分に活用できる組織の態勢及び文化を醸成していくことが重要となる。例えば、内外の重要な問題事例についてケース・スタディとしてまとめ、考え方を深める材料とし、また、モニタリングの過程で得られた各種情報等を適切に蓄積し、将来のモニタリングに有効に活用できる態勢を整備していくことなどが考えられる。

以上